

(3) 食物アレルギー対応等を中止する場合

ア 転出や食べられるようになった等の理由により、食物アレルギー対応が必要なくなった場合、保護者は【様式4】「学校給食における食物アレルギー等対応中止申請書」（P44）を各小中学校長へ提出する。年度切り替え時に中止する場合も同様とする。

除去食の中止対応は前月20日までに学校教育課に提出であれば翌月、それ以降は翌々月の対応とする。

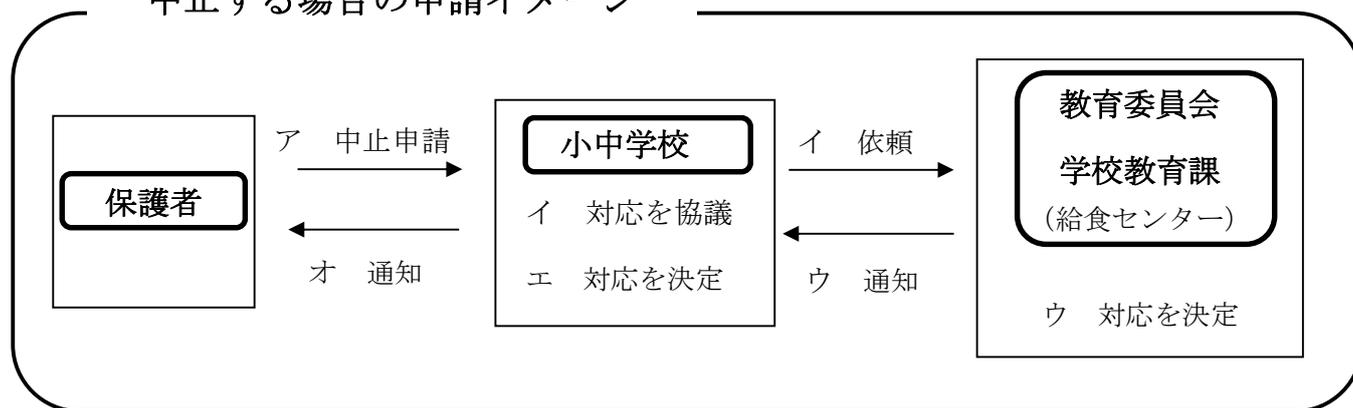
イ アレルギー主任等は、保護者から提出された申請書の内容を確認し、その対応を校内でと協議し、食物アレルギー対応等の中止を【文書例6】「学校給食における食物アレルギー対応等の中止について（依頼）」（P35、発信者：小中学校長）により、教育長へ依頼する。

ウ 給食センター担当者は、申請内容を確認し、食物アレルギー対応等の中止を検討及び決定し、【文書例7】「学校給食における食物アレルギー対応等の中止について（通知）」（P36、発信者：教育長）により、小中学校長へ通知する。

エ 小中学校長及びアレルギー主任等は、教育長からの通知を基に対応を決定する。

オ 小中学校長は、決定した内容を【様式5】「学校給食における食物アレルギー対応等の中止の決定について（通知）」（P45）により、保護者へ通知する。

中止する場合の申請イメージ



(4) 個別面談

除去食の提供にあたり、新規で対応する場合は面談を実施する。継続の場合は保護者の希望に応じて実施するが、症状に変化があった場合や除去に関し**希望**相談等がある場合は、【様式7】「面談記録票（個人調査票）」（P47）※を用い、面談を実施する。**継続の場合でも転入や進学によって所属する学校が変わる場合は改めて面談を実施する。**

緊急時個別対応マニュアル【例】

(6)

___年___組 **男** 氏名 _____ アレルゲン食品 (_____)

●緊急時薬〈保管場所 _____〉

分類	薬剤名	使うべき症状	使い方
抗ヒスタミン薬		じんましん・かゆみ・紅斑	内服
ステロイド		症状が続くとき	内服
気管支拡張薬		咳・ゼイゼイ・息苦しさ	内服・吸入

●エピペン®

あり〈保管場所 _____〉・ 保護者所持 ・ 処方なし

●連絡先

保護者	TEL (_____)	—	氏名 (_____)	(続柄 _____)
	TEL (_____)	—	氏名 (_____)	(続柄 _____)
医療機関	TEL (_____)	—	病院名 (_____)	(医師 _____)
	TEL (_____)	—	病院名 (_____)	(医師 _____)

全身

- ぐったり
 - 意識もうろう
 - 尿や便をもらす
 - 脈をふれにくい、不規則
 - 唇や爪が青白い
- (_____ 時 _____ 分)

症状チェック! _____ 時 _____ 分

- ①体温 _____ °C
- ②脈 _____ 回/分(不正 有・無)
- ③呼吸数 _____ 回/分
- ④血圧 最高 _____ / _____ 最低

呼吸器

- のどや胸のしめつけ感
 - 声がかすれる
 - 犬が吠えるような咳
 - 息がしにくい
 - 持続する強いせき込み
 - ぜーぜーする呼吸
- (_____ 時 _____ 分)

- 数回の軽い咳
- (_____ 時 _____ 分)

児童生徒の
顔写真

消化器

- 持続する強い(我慢できない)おなかの痛み
 - 繰り返し吐き続ける
- (_____ 時 _____ 分)

- 中等度のおなかの痛み
 - 1~2回のおう吐
 - 1~2回の下痢
- (_____ 時 _____ 分)

- 軽いおなかの痛み(我慢できる)
 - 吐き気
- (_____ 時 _____ 分)

顔

上記の症状が
1つでもあてはまる場合

- 顔全体の腫れ
 - まぶたの腫れ
- (_____ 時 _____ 分)

- 目のかゆみ・充血
 - の中の違和感・腫れ
 - くしゃみ・鼻水・鼻づまり
- (_____ 時 _____ 分)

皮膚

- 強いかゆみ
 - 全身に広がるじんましん
 - 全身が真っ赤
- (_____ 時 _____ 分)

- 軽度のかゆみ
 - 数個のじんましん
 - 部分的な赤み
- (_____ 時 _____ 分)

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ① エピペン® 使用
 - ② 救急車要請
 - ③ ショック体位
 - ④ 心肺停止?
- 蘇生開始・AED

- ① 保健室へ運ぶ(歩かせない)
- ② 緊急時薬使用
- ③ エピペン® 準備
- ④ 医療機関へ(救急車考慮)

- ① 保健室で経過観察
- ② 緊急時薬使用
- ③ 保護者に連絡

参考：東京都「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」
名古屋市「アレルギー緊急時対応マニュアル」

保護者各位

あま市立 学校長

あま市学校給食における食物アレルギー対応について（通知）

年度あま市学校給食における食物アレルギー対応については、下記のとおりです。対応を希望される方は、申請書~~書~~をお渡ししますので、学校に申し出てください。申請~~書~~必要書類を 年 月 日までに学校へ提出してください。

記

1 食物アレルギー対応~~について~~

あま市学校教育課では食物アレルギーに対して、下の①から④の対応を実施します。

	対 応 内 容	備 考
①	主食（米・パン・麺）及び飲用牛乳の除去	除去を希望する食品は提供せず、1食単価からその食品の単価を差し引いた額を徴収させていただきます。
②	除去食（卵・乳）の提供	学校給食センターで調理するおかずについて、卵・乳を除去したおかずを提供します。（除去できないおかずもあります。除去できる献立については毎月事前にお知らせします。）
③	詳細な献立表・盛り付け図の配付	給食の原材料を詳細に記入した献立表や毎日の給食の献立をイラストで示した盛り付け図を毎月配付します。
④	完全弁当持参	給食を提供しません。

対応の実施に関しては、申請書及び学校生活管理指導表、またはそれに該当する医療機関からの診断書（写し可）の提出が必要になります。

学校生活管理指導表は、医師が診断の結果に基づいて、児童生徒のアレルギー疾患の情報を記載する書類として、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（文部科学省監修・公益財団法人日本学校保健会発行）で定められたものです。

~~なお、医療機関での学校生活管理指導表の作成に当たっては、医療文書料等がかかりますので、ご承知おきください。~~

食物アレルギー以外の理由（宗教上の理由及び乳糖不耐症を含む）で対応が必要な場合も学校に申し出てください。

2 ~~給食について~~注意事項

- (1) ~~学校給食においては、~~コンタミネーション※（微量混入）の可能性は完全には排除できません。~~ご理解をお願いします。~~
- (2) そばと落花生は使用しません。ただし、使用する加工品及び直送品のコンタミネーションの可能性は完全には排除できません。
- (3) 学校給食センターで調理する食品は原則加熱して提供します。~~ただし、~~果物や直送のデザート、タルタルソース等については加熱されていない場合もあります。
- (4) ~~学校給食で使用する~~主食（ごはん・パン・麺）には卵は使用していません。ただし、製造~~工場過程~~におけるコンタミネーションの可能性は完全には排除できません。
- (5) 揚げ油は、3・4回程度使用します。アレルゲンを考慮しての油の交換はできません。

~~6) 安全性確保のため、アレルギーの原因食物を自己除去して学校給食を食べる対応はできません。~~

※ コンタミネーションとは、食品を生産する際、原材料として使用していないにもかかわらず、意図せずアレルギー物質が微量に混入してしまう場合をいいます。

年 月 日

保護者各位

あま市立 学校長

あま市学校給食における食物アレルギー対応申請書~~様~~について（依頼）

年度あま市学校給食における食物アレルギー対応については、下記のとおりです。

対応を希望される方は、必要書類を 年 月 日までに学校へ提出してください。

記

1 食物アレルギー対応~~について~~

あま市学校教育課では食物アレルギーに対して、下の①から④の対応を実施します。

	対 応 内 容	備 考
①	主食（米・パン・麺）及び 飲用牛乳の除去	除去を希望する食品は提供せず、1食単価からその食品の単価を差し引いた額を徴収させていただきます。
②	除去食（卵・乳）の提供	学校給食センターで調理するおかずについて、卵・乳を除去したおかずを提供します。（除去できないおかずもあります。除去できる献立については毎月事前にお知らせします。）
③	詳細な献立表・盛り付け図 の配付	給食の原材料を詳細に記入した献立表や毎日の給食の献立をイラストで示した盛り付け図を毎月配付します。
④	完全弁当持参	給食を提供しません。

2 ~~給食について注意事項~~

- (1) ~~学校給食においては、~~コンタミネーション※（微量混入）の可能性は完全には排除できません。~~ご理解をお願いします。~~
- (2) そばと落花生は使用しません。ただし、使用する加工品及び直送品のコンタミネーションの可能性は完全には排除できません。
- (3) 学校給食センターで調理する食品は原則加熱して提供します。~~ただし、~~果物や直送のデザート・タルタルソース等については加熱されていない場合もあります。
- (4) ~~学校給食で使用する~~主食（ごはん・パン・麺）には卵は使用していません。ただし、製造~~工場過程~~におけるコンタミネーションの可能性は完全には排除できません。
- (5) 揚げ油は、3・4回程度使用します。アレルゲンを考慮しての油の交換はできません。
- (6) ~~安全性確保のため、アレルギーの原因食物を自己除去して学校給食を食べる対応はできません。~~

※ コンタミネーションとは、食品を生産する際、原材料として使用していないにもかかわらず、意図せずアレルギー物質が微量に混入してしまう場合をいいます。

- 食物アレルギー対応の実施にあたり、次のことを理解して同意します。
(確認の上、全ての項目に)
 - 申請内容は審査の結果により全て実現するとは限らず、改めて詳細な面談等を行った後に決定すること。
 - 定期的及び必要に応じて、対応内容について学校と協議する必要があること。
 - コンタミネーション（微量混入）の可能性が完全には排除できないこと。
 - 栄養・献立面で不足が生じる可能性があること
 - 栄養・献立面で不足が生じ、一部弁当持参が必要な場合があること。
 - 学校給食を安全に提供することが困難な場合は、完全弁当持参となる場合があること。
 - 提出していただいた情報は、学校教育課・消防機関等対応に関わる機関と共有すること。

※下の項目は、除去食（卵・乳）の提供を希望する方のみご記入ください。

- 学校教育課で除去食対応する食品についてのみ毎月通知し、その他のアレルギーを含む食品については各自で確認すること。

【面談】

・新規で除去食（卵・乳）を希望される方 → 面談を実施します。

・除去食（卵・乳）を希望されている方で転入や進学によって所属校が変わる場合 → 面談を実施します。

・上記以外で面談を希望する方 → 下の<備考>に「面談希望」とご記入ください。

※学校又は学校教育課（学校給食センター）等が必要と判断した場合は、面談を実施させていただく事があります。

※年度途中で症状に変化がある場合や面談を希望する場合は、随時学校へご連絡ください。

<備考> 連絡事項等がございましたらご記入ください。

年 月 日

(保護者名) 様

あま市立

学校長

学校給食における ~~食物アレルギー~~ 対応の決定について (通知)

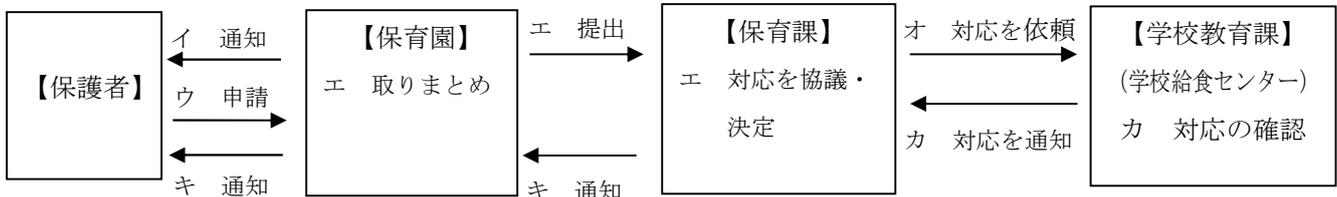
年 月 日付けの学校給食に関する申請について、下記のとおり決定します。

記

学 校 名	学校
対象児童生徒名	年 組 氏名
対 応 の 期 間	年 月 日から 年 月まで
対 応 内 容	<input type="checkbox"/> 飲用牛乳の除去 <input type="checkbox"/> 詳細な献立表の配付 <input type="checkbox"/> 盛り付け図の配付 <input type="checkbox"/> 飲用牛乳のみ飲用 <input type="checkbox"/> 完全弁当持参 (給食欠食) <input type="checkbox"/> その他 ()
そ の 他	<input type="checkbox"/> 宗教上の理由で食べられないため <input type="checkbox"/> 乳糖不耐症のため <input type="checkbox"/> その他 ()

申請イメージ

ア 保育課アレルギー担当者から各保育園長へ協議



※ 除去食の新規対応者については、面談を必須とする。

※ 申請は年度ごとに更新する。同じ内容であっても毎年度提出を求める。

(2) 申請書類

ア 食物アレルギーが理由の場合については、以下の通りとする。

対応内容	申請書類	添付書類
①除去食（卵・乳）の提供	【様式1】「保育園給食における食物アレルギー対応申請書（新規・継続）」（P 7 9）	保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表又は診断書
②詳細な献立表		
③代替食の弁当等持参		
④完全弁当等持参		

イ 食物アレルギー以外が理由の場合（宗教上の理由及び乳糖不耐症を含む）

食べることのできない食品がある場合や完全弁当持参を希望する場合は、【様式2】「保育園給食に関する申請書」（P 8 2）を提出する。疾病が理由で①～④の対応を希望する場合は、保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表（P 8 1）または医療機関からの診断書を添付すること。

ウ 保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表は毎年新しいものを提出すること。

エ 除去食を提供する場合、内容を確認していただくため、詳細な献立表は必ず配付する。

オ 除去食の新規対応の申請は前月5日を保育園への提出期限とする。

(6) 緊急時個別対応マニュアル 【例】

組 男 氏名 _____ アレルゲン食品 (_____)

● 緊急時薬 〈保管場所 _____〉

分類	薬剤名	使うべき症状	使い方
抗ヒスタミン薬		じんましん・かゆみ・紅斑	内服
ステロイド		症状が続くとき	内服
気管支拡張薬		咳・ゼイゼイ・息苦しさ	内服・吸入

● エピペン

あり 〈保管場所 _____〉 ・ 保護者所持 ・ 処方なし

● 連絡先

保護者	TEL (_____)	—	氏名 (_____)	(続柄 _____)
	TEL (_____)	—	氏名 (_____)	(続柄 _____)
医療機関	TEL (_____)	—	病院名 (_____)	(医師 _____)
	TEL (_____)	—	病院名 (_____)	(医師 _____)

症状チェック! _____ 時 _____ 分

全身

- ぐったり
 - 意識もうろう
 - 尿や便をもらす
 - 脈をふれにくい、不規則
 - 唇や爪が青白い
- (_____ 時 _____ 分)

- ① 体温 _____ °C
- ② 脈 _____ 回/分 (不正 有・無)
- ③ 呼吸数 _____ 回/分
- ④ 血圧 最高 _____ / _____ 最低

呼吸器

- のどや胸のしめつけ感
 - 声がかすれる
 - 犬が吠えるような咳
 - 息がしにくい
 - 持続する強いせき込み
 - ゼーゼーする呼吸
- (_____ 時 _____ 分)

- 数回の軽い咳
- (_____ 時 _____ 分)

園児の顔写真

消化器

- 持続する強い (我慢できない) おなかの痛み
 - 繰り返し吐き続ける
- (_____ 時 _____ 分)

- 中等度のおなかの痛み
 - 1~2回のおう吐
 - 1~2回の下痢
- (_____ 時 _____ 分)

- 軽いおなかの痛み (我慢できる)
 - 吐き気
- (_____ 時 _____ 分)

顔

上記の症状が
1つでもあてはまる場合

- 顔全体の腫れ
 - まぶたの腫れ
- (_____ 時 _____ 分)

- 目のかゆみ・充血
 - の中の違和感・腫れ
 - くしゃみ・鼻水・鼻づまり
- (_____ 時 _____ 分)

皮膚

- 強いかゆみ
 - 全身に広がるじんましん
 - 全身が真っ赤
- (_____ 時 _____ 分)

- 軽度のかゆみ
 - 数個のじんましん
 - 部分的な赤み
- (_____ 時 _____ 分)

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ① エピペン® 使用
 - ② 救急車要請
 - ③ ショック体位
 - ④ 心肺停止?
- 蘇生開始・AED

- ① 保健室へ運ぶ(歩かせない)
- ② 緊急時薬使用
- ③ エピペン® 準備
- ④ 医療機関へ(救急車考慮)

- ① 保健室で経過観察
- ② 緊急時薬使用
- ③ 保護者に連絡

参考：東京都「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」
名古屋市「アレルギー緊急時対応マニュアル」

5 様式集

【文書例1】表面

第 年 月 日
号 日

保護者各位

あま市立 保育園長

あま市保育園給食における食物アレルギー対応について（通知）

年度あま市保育園給食における食物アレルギー対応については、下記のとおりです。

対応を希望される方は、申請書~~欄~~をお渡ししますので、 年 月 日までに保育園に申し出てください。申請必要書類は 年 月 日までに保育園に提出してください。

記

- 1 食物アレルギー対応~~について~~
あま市学校教育課では食物アレルギーに対して、下の①～④の対応を実施します。

	対 応 内 容	備 考
①	除去食（卵・乳）の提供	学校給食センターで調理するおかずについて、卵・乳を除去したおかずを提供します。（除去できないおかずもあります。除去できる献立については毎月事前にお知らせします。）
②	詳細な献立表の配付	給食の原材料を詳細に記入した献立表を毎月配付します。
③	代替食の弁当等持参	給食に食べられないもの（おやつを含む）がある場合は代替食を家庭より持参となります。
④	完全弁当等持参	保育園給食を提供しません。

対応の実施に関しては、申請書及び保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表、またはそれに該当する医療機関からの診断書（写し可）の提出が必要になります。

保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表は、医師が診断の結果に基づいて、園児のアレルギー疾患の情報を記載する書類として、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」で定められたものです。

~~なお、医療機関での保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表の作成に当たっては、医療文書料がかかりますので、ご承知おさください。~~

食物アレルギー以外の理由（宗教上の理由及び乳糖不耐症を含む）で対応が必要な場合も保育園に申し出てください。

※ 申請は毎年必要となります。

2 ~~給食について注意事項~~

- (1) 保育園給食はおやつを含みます。
- (2) 給食・おやつの中で、お子さんが食べられないものが含まれていた場合は、代替食を家庭より用意をして頂くこととなります。~~ので、ご協力をお願いします。~~
代替食については別紙を参照してください。
- (3) ~~保育園給食においては~~コンタミネーション*（微量混入）の可能性は完全には排除できません。~~ので、代替食を家庭より用意をして頂くこととなります。~~
- (4) そばと落花生は使用しません。ただし、使用する加工品及び直送品のコンタミネーションの可能性は完全には排除できません。
- (5) 学校給食センターで調理する食品は原則加熱して提供します。~~ただし~~果物や直送のデザート、タルタルソース等については加熱されていない場合もあります。
- (6) 揚げ油は、3・4回程度使用します。アレルギーを考慮しての油の交換はできません。

※ コンタミネーションとは、食品を生産する際、原材料として使用していないにもかかわらず、意図せずアレルギー物質が微量に混入してしまう場合をいいます。

年 月 日

保護者各位

あま市立 保育園長

あま市保育園給食における食物アレルギー対応について（依頼）

年度あま市保育園給食における食物アレルギー対応については、下記のとおりです。

対応を希望される方は、必要書類を 年 月 日までに保育園へ提出してください。

記

1 食物アレルギー対応 ~~について~~

あま市学校教育課では食物アレルギーに対して、下の①～④の対応を実施します。

	対 応 内 容	備 考
①	除去食（卵・乳）の提供	学校給食センターで調理するおかずについて、卵・乳を除去したおかずを提供します。（除去できないおかずもあります。除去できる献立については毎月事前にお知らせします。）
②	詳細な献立表の配付	給食の原材料を詳細に記入した献立表を毎月配付します。
③	代替食の弁当等持参	給食に食べられないもの（おやつを含む）がある場合は代替食を家庭より持参となります。
④	完全弁当持参	保育園給食を提供しません。

2 ~~給食について注意事項~~

- (1) 保育園給食はおやつも含まれます。
- (2) 給食・おやつの中で、お子さんが食べられないものが含まれていた場合は、代替食を家庭より用意をして頂くこととなります。~~ので、ご協力をお願いします。~~
代替食については別紙を参照してください。
- (3) ~~保育園給食においては、~~コンタミネーション*（微量混入）の可能性は完全には排除できません。~~ので、代替食を家庭より用意をして頂くこととなります。~~
- (4) そばと落花生は使用しません。ただし、使用する加工品及び直送品のコンタミネーションの可能性は完全には排除できません。
- (5) 学校給食センターで調理する食品は原則加熱して提供します。**ただし、**果物や直送のデザート、タルタルソース等については加熱されていない場合があります。
- (6) 揚げ油は、3・4回程度使用します。アレルゲンを考慮しての油の交換はできません。

※ コンタミネーションとは、食品を生産する際、原材料として使用していないにもかかわらず、意図せずアレルギー物質が微量に混入してしまう場合を

第 年 月 日
号

保育課長 様

学校教育課長

保育園給食における対応の決定について（通知）

年 月 日付けで依頼がありました保育園給食における対応について、
別紙のとおり承認しますので通知します。

なお、園児の保護者への通知をお願いします。

担当 学校教育課学校給食センター (〇〇)

電話 052-441-7666

第 年 月 日
号

保育課長 様

学校教育課長

保育園給食における食物アレルギー対応等の中止について（通知）

年 月 日付けで依頼がありました保育園給食における食物アレルギー対応等の中止について、~~別紙のとおり~~承認しますので通知します。

なお、園児の保護者への通知をお願いします。

担当 学校教育課学校給食センター (〇〇)

電話 052-441-7666

○ 食物アレルギー対応の実施にあたり、次のことを理解して同意します。

(確認の上、全ての項目に☑)

- 申請内容は審査の結果により全て実現するとは限らず、改めて詳細な面談等行った後に決定すること。
- 定期的及び必要に応じて、対応内容について保育園と協議する必要があること。
- コンタミネーション（微量混入）の可能性が完全には排除できないこと。
- 栄養・献立面で不足が生じる可能性があること。
- 栄養・献立面で不足が生じ、弁当等持参が必要な場合があること。
- 保育園給食を安全に提供することが困難な場合は、弁当等持参となる場合があること。
- 提出していただいた情報は、学校教育課・消防機関等対応に関わる機関と共有すること。
- 緊急時にレトルトカレー ~~_____~~を使用すること。(配合表は必ず確認すること)

※下の項目は、除去食（卵・乳）の提供を希望する方のみご記入ください。

- 学校教育課で除去食対応する食品についてのみ毎月通知し、その他のアレルギーを含む食品については各自で確認すること。

【面談】

- ・新規で除去食（卵・乳）を希望される方 → 面談を実施します。
- ・上記以外で面談を希望する方 → 下の<備考>に「面談希望」とご記入ください。

※保育園又は保育課等が必要と判断した場合は、面談を実施させていただく事があります。

※年度途中で症状に変化がある場合や面談を希望する場合は、随時保育園へご連絡ください。

<備考> 連絡事項等がございましたらご記入ください。
